

○平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p>特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 移動体識別（設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。）用</p> <p>1・2</p> <p>十一〜十四 (略)</p>	<p>特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 移動体識別（設備規則第二十四条第十四項に規定するものをいう。）用</p> <p>1・2</p> <p>十一〜十四 (略)</p>